

# バリアフリー法の改正

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

2020年5月改正、2021年4月から施行

公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されました！

これまでは一般の学校は「特別特定建築物」に含まれておらず、バリアフリー整備義務はありませんでしたが、この改正により、公立の小中学校が追加されました。

## 【概要】

・公立小中学校の新築、大規模増築、改築をする場合 → バリアフリー整備は義務

・既設の公立小中学校の場合 → バリアフリー整備は努力義務。

※ただし、移動に配慮が必要な児童生徒・教職員が在籍する学校は優先的に整備。2020年からの国の5ヶ年計画目標では、校舎と屋内運動場には移動に配慮が必要な児童生徒・教職員が在籍するすべての学校にエレベーターを整備。

※国は2025年度末を目標期限として、2020年から5年間にわたり、緊急かつ集中的にエレベーター等の設置を行う期間として、整備目標の策定を都道府県に通知しています。この期間は、バリアフリー工事が必要な児童生徒、教職員が在籍する、または入学予定の学校には優先的に設置されます。

## 【附帯決議より】

・「既設であっても、数値目標を示し、公立小中学校のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。」

・その他の学校について「高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。」